

H24 商標 < 再現答案構成 >

【問題Ⅰ】

設問1. ○ 結論: 拒理の対象とはならない

☺: 「乙に頼んで試作品作成」が客体的な使用予定と考えられる

「登録主義」ではなく
「先願主義」と
書いてしまった...

○ 3①柱の趣旨

「自己の業務に係る商品」^等: 将来的な業務も含む

「使用可能な商標」: 現に使用していることも可

設問2. (1) 規定による拒理: 4①16

8② 書込み

☺ 4コマ以外の菓子に「ABC 4コマ」

(2) とらう措置: 補正 (68-40)

甲 / 係属中 / (菓子) → (4コマ)

設問3. 規定による拒理: 15I (by 8②)

心(傳)効果考(可)!

☺ 「エービーシー」≠ 「abc」 符号同一

【問題Ⅱ】 1. 50①

仮に「イロハニホト」と「11312
ニホト」が社会通念上同一と主張
されれば

洋菓子に含まれる「もろか」に使用

(H20.3.15 閉店 ~ H24.7.1: 継続3年以上不使用)

何人も / 正当理由なし / 54②
(②但書)

2. 53①

禁止権の心算. 専用使用権者. 乙と混同
(「11312」要部)

何人も / 除外未經過 / 54①
(52準則)